日調連発第２８３号
令和３年１２月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（通知）

標記の政令等において定められた施行期日について、総務省自治行政局住民制度課から、別添１のとおり周知依頼がありましたので、貴会所属会員への周知をお願いします。

なお、当該施行期日から施行される標記法律附則第１条第９号の内容については、別添２のとおりですので、参考までに送付します。

別添１

事　務　連　絡
令和３年 12 月 27 日

日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会
日本税理士会連合会
全国社会保険労務士会連合会
日本弁理士会
日本海事代理士会
日本行政書士会連合会
御中

総務省自治行政局住民制度課

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（周知依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり令和３年 11 月 25 日付け総行住第 143 号総務省自治行政局長通知を発出しました。

内容としましては、戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更について、「公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日」とされていた期日を令和４年１月 11 日に定めたものです。

つきましては、各会員への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（連絡先）
自治行政局住民制度課
担当：平野係長
市川事務官
中澤事務官
電話：03-5253-5517（直通）
ＦＡＸ：03-5253-5592

総行住第１４３号
令和３年１１月２５日

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長
（　公　印　省　略　）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（通知）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第１６号。以下「デジタル手続法」という。）第２条による住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の一部改正等につきまして、本日、下記の政令が公布されました。

貴職におかれては、下記の事項につき、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知願います。

記

第１　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和３年政令第３１２号）

デジタル手続法附則第１条第９号に掲げる規定（戸籍の附票の記載事項の追加等に係る規定）の施行期日を令和４年１月１１日としたこと。

第２　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定める政令（令和３年政令第３１３号）

住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置を定めるデジタル手続法附則第４条第２項及び第６項の政令で定める日を令和４年１月１１日としたこと。

デジタル手続法第９号施行日（令和４年１月１１日）において施行される改正内容

別添2

① 戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加（住基法第１７条）
② 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付における戸籍の表示（住基法第１７条第１号）及び在外選挙人名簿情報（住基法第１７条の２第１項）の取扱いの変更

上記②（戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更）の内容

・本人等請求（住基法第20 条第１項）
市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20 条第５項で読み替えて準用する第12 条第５項】

・公用請求（住基法第20 条第２項）
市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20 条第５項で読み替えて準用する第12 条の２第４項】

・第三者申出（住基法第20 条第３項）
戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20 条第５項で読み替えて準用する第12 条の３第７項及び第８項】

・特定事務受任者からの申出（住基法第20 条第４項）
戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20 条第５項で読み替えて準用する第12 条の３第７項及び第８項】

※戸籍の附票の除票の写しの交付については、住基法第２１条の3を参照